

令和8年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

自動計測機器保守管理業務

仕 様 書

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

令和8年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 自動計測機器保守管理業務（以下「本業務」という。）にあたっては、本仕様書に基づき実施するものとする。

本仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議することとする。

## 第2章 業務内容

### 第2-1条 目的

本業務は、利根川水系管内における国営造成土地改良施設等の取水量等の把握・分析のために設置している計測機器の点検及び保守を主目的とするものである。

### 第2-2条 業務期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和9年3月12日までである。

### 第2-3条 業務場所

業務場所は、茨城県稲敷市、埼玉県春日部市ほか1市2町、栃木県宇都宮市ほか1市2町を想定しており、下記のとおりである。

西の洲地区（茨城県稲敷市）

利根中央地区（埼玉県春日部市、越谷市、松伏町および宮代町）

鬼怒川流域（栃木県宇都宮市、さくら市、高根沢町および塩谷町）

#### （1）取水量計測機器の点検（西の洲地区）

地区名	施設名称	所在地
西の洲	伊崎水門①	茨城県稲敷市大字浮島字神落 8890 地先
	伊崎水門②	〃
	北水門①	茨城県稲敷市大字浮島地先
	北水門②	〃

#### （2）取水量計測機器の点検（利根中央地区）

利根中央	若宮第一陸田組合揚水機場	埼玉県宮代町字中島 469 地先
	内野陸田揚水機場	埼玉県宮代町字宮東 400-1 地先
	松ノ木島陸田揚水機場	埼玉県宮代町字中島 928-1 地先
	牛島樋堀揚水機場	埼玉県春日部市大字牛島地先
	牛島陸田揚水機場	埼玉県春日部市大字牛島地先
	桶入用水	埼玉県春日部市大字藤塚字根郷 490-2 地先
	赤沼第一揚水機場	埼玉県春日部市大字赤沼字堂面 311-1 地先
	赤沼第二揚水機場	埼玉県春日部市大字赤沼 185 地先
	宿通用水	埼玉県松伏町大字大川戸字宿通 2468-9 地先
	寺前用水	埼玉県松伏町大字大川戸字宿通 2149 地先
	清水用水	埼玉県松伏町大字大川戸字神明 20-1 地先

	渡場用水	埼玉県松伏町大字松伏字新田 2259 地先
	丸池用水	埼玉県松伏町大字松伏字新田 2238 地先
	火の井樋管②	埼玉県松伏町松伏 3164-4 地先
	平方用水樋管	埼玉県越谷市大字平方 460-2 地先
	上船川用水樋管	埼玉県越谷市大字船渡 2113-1 地先
	下船川用水樋管	埼玉県越谷市大字船渡字屋敷前 2015 地先
	新松川用水樋管	埼玉県越谷市大字大松字川端 2398 地先
	小樋口用水樋管	埼玉県越谷市大字向畑字堤外 1120 地先
	差輪川用水樋管	埼玉県越谷市大字向畑皿沼 502 地先
	寺前川用水樋管	埼玉県越谷市大字大吉字根通 1048-2 地先

(3) 取水量計測機器の点検 (鬼怒川流域)

鬼怒川流域	河岸川用水(左岸)	栃木県宇都宮市今里 57-2 付近
	平出 (地下水位)	栃木県宇都宮市平出町 202-2 地先
	坂本 (地下水位)	栃木県さくら市挾間田 1947-2 地先
	中丸 (地下水位)	栃木県塩谷郡高根沢町大谷 940 地先
	向原 (地下水位)	栃木県塩谷郡高根沢町花岡 2094-13 地先
	西高谷 (地下水位)	栃木県塩谷郡高根沢町花岡 599 地先
	横田 (地下水位)	栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢 5355 地先
	御用川取水堰	栃木県宇都宮市今里 350-2 付近
	九郷半用水(右岸)	栃木県宇都宮市下が橋町 1006-6 付近
	東下ヶ橋用水	栃木県宇都宮市下芦沼町 3827 付近
	西下ヶ橋用水	栃木県宇都宮市下芦沼町 3827 付近
	黒淵用水(右岸)	栃木県宇都宮市下小倉町 1221-1 付近
	中小倉用水(左岸)	栃木県宇都宮市宮山田町 2353-1 付近
	上小倉用水(左岸)	栃木県宇都宮市上小倉町 2571-1 付近
	根川用水(左岸)	栃木県宇都宮市上小倉町 2681 付近
	2号集水渠	栃木県さくら市向河原 4198 地先
	長峰 (井戸)	栃木県宇都宮市長峰町 30 地先
	古田用水堰	栃木県宇都宮市芦沼町 3473-1 地先
	上平	栃木県塩谷郡塩谷町大宮 1015 地先
	市の堀幹線水路 No. 3	栃木県塩谷郡高根沢町桑窪 846-2
唐桶	栃木県宇都宮市平出町 5446 地先	

第2-4条 業務概要

主な作業は以下の作業項目表のとおりとし、詳細は別紙1「作業項目内訳表」、別紙2

一 1 「取水量計測機器の概要（西の洲地区）」、別紙 2—2、2—3 「取水量計測機器の概要（利根中央地区）」、別紙 3 「取水量計測機器の概要（鬼怒川流域）」及び別紙 4 「作業数量内訳表」のとおりとする。

作業項目
1. 取水量計測機器の点検（西の洲地区）
2. 取水量計測機器の点検（利根中央地区）
3. 取水量計測機器の点検（鬼怒川流域）

## 第 2-5 条 本業務の範囲

現地計測機器の点検・軽微な補修および報告書の作成までの一切とする。

## 第 3 章 作業条件

### 第 3-1 条 情報セキュリティ

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。また、受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

#### (1) 関係法令等の遵守

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする

#### (2) 行政情報の目的外使用の禁止

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

#### (3) 電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ロ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ハ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ニ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

#### (4) 事故の発生時の措置

イ 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

ロ この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

### 第 3-2 条 仮設用電力等

設置・調整に使用する電力設備、電力料金及び通信費等は、受注者の負担とする。

### 第 3-3 条 関連業務

本業務に関連する業務は下記のとおりである。

令和 8 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定自動化システム保守管理業務  
(令和 8 年 4 月 9 日～令和 9 年 3 月 31 日)

### 第 3-4 条 情報共有システム

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領（農林水産省Web参照）」によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために 聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

## 第 4 章 現場条件

### 第 4-1 条 関係機関との調整

受注者は各施設へ立入りする際は、事前に監督職員と調整の上、監督職員の指示に従わなければならない。また、各施設において作業箇所以外への立入りはこれを禁止する。ただし、必要と認められる場合は、施設管理者の了承を得るものとする。

なお、立入りを認められた場合でも監督職員又は施設管理者の指示に従い、施設運用に支障のないよう留意する。

### 第 4-2 条 第三者に対する措置

既設構造物等及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

### 第 4-3 条 機器の設置

機器の設置に当たっては、監督職員と十分調整のうえ、実施するものとする。

### 第 4-4 条 作業の留意点

作業における地元及び関係機関との調整等については発注者と協議のうえ、実施するものとする。

## 第 5 章 提出図書

### 第 5-1 条 提出図書

本業務における提出図書は以下のとおりであり、A 4 判の装丁とし、図書の様式については、別途発注者と協議するものとする。

- ・成果物の電子媒体 1 部 (CD-R 若しくは DVD-R)
- ・成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販ファイル綴じで可)

### 第 5-2 条 官公庁等への手続き等

官公庁等への手続き等が必要な場合は、受注者において作成する。

- (1) 立ち入り許可申請書
- (2) その他必要な書類

## 第6章 貸与資料

貸与資料は次のとおりであり、監督職員の請求があった場合及び完了検査時に一括返納しなければならない。

貸与資料	数量
平成 25 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定の自動化に係る機器の購入（霞ヶ浦東部地域）報告書	1 式
平成 25 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定の自動化に係る機器の購入（江戸川地域）報告書	1 式
平成 26 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定の自動化に係る機器の購入（江戸川上流地域）報告書	1 式
令和 2 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定の自動化に係る測定機器の補修 報告書	1 式
令和 2 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定の自動化に係る測定機器の更新 報告書	1 式
令和 2 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定の自動化に係る機器の購入（バッテリー等）報告書	1 式
令和 3 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定の自動化に係る通信機器の設置（利根中央地区他）報告書	1 式
令和 3 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定の自動化に係る機器の改修（鬼怒川南部地区他）報告書	1 式
令和 3 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定の自動化に係る通信機器の設置（利根中央地区他）報告書	1 式
令和 3 年度 利根川水系土地改良調査管理 取水量測定の自動化に係る 通信機器の更新（第 4 世代移動通信システム）報告書	1 式
令和 4 年度 利根川水系土地改良調査管理 計測機器電源装置の購入（バッテリー）報告書	1 式
令和 4 年度 利根川水系土地改良調査管理 通信機器更新業務（第 4 世代移動通信システム）報告書	1 式
令和 4 年度 利根川水系土地改良調査管理 自動計測機器保守管理業務 報告書	1 式
令和 5 年度 利根川水系土地改良調査管理 自動計測機器保守管理業務 報告書	1 式
令和 6 年度 利根川水系土地改良調査管理 自動計測機器保守管理業務 報告書	1 式
令和 6 年度 利根川水系土地改良調査管理 自動計測機器保守管理業務 報告書	1 式
令和 7 年度 国営造成施設水利管理事業 自動計測機器保守管理業務 報告書	1 式

## 第7章 点検要領

- (1) 点検対象、点検項目及び内容は、別表1のとおりとし、事前に監督職員に説明を行うものとする。
- (2) 前項の説明に要する費用は、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、点検完了後、各機器の単体調整を行うとともに、機器本来の機能を十分に発揮できるよう総合調整を行うものとする。
- (4) 本作業に伴って疑義等が生じた場合には、監督職員と協議し取り決めるものとする。

## 第8章 契約変更

請負契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりである。ただし、軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- (1) 第2章に示す「業務内容」に変更が生じた場合
- (2) 第4章に示す「現場条件」に変更が生じた場合
- (3) 第7章に示す「点検要領」に変更が生じた場合
- (4) 計測機器等の部品交換や補修が必要と判断された場合
- (5) 履行期間に変更が生じた場合
- (6) 工事現場発生材の処分について変更が生じた場合
- (7) その他監督職員が必要と認めたもの
- (8) 社会情勢等によりやむを得ず必要な資機材の調達に大幅な遅れが見込まれる場合

## 第9章 定めなき事項

この仕様書に定めのない事項又は、この業務の施行に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて、監督職員と速やかに協議しなければならない。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1. 取水量計測機器の点検 (西の洲地区)	第2-3条の(1)に示す現地計測機器(西の洲地区4箇所)について、別表1 点検要領の1に基づき、稼働状況等を年1回点検する。なお、点検時期は発注者と協議するものとする。(別紙2-1参照)	1式
2. 取水量計測機器の点検 (利根中央地区)	第2-3条の(2)に示す現地計測機器(利根中央地区21箇所)について、別表1 点検要領の1に基づき、稼働状況等を年1回点検する。なお、点検時期は発注者と協議するものとする。(別紙2-2、2-3参照)	1式
3. 取水量計測機器の点検 (鬼怒川流域)	第2-3条の(3)に示す現地計測機器21箇所(地下水位6箇所、水位計15箇所)について、別表1 点検要領の2に基づき、稼働状況等を年1回点検する。なお、点検時期は発注者と協議するものとする。(別紙3参照)	1式

取水量計測機器の概要（西の洲地区）



- ①太陽光パネル
- ②収納ボックス



- ③親機
- ④子機
- ⑤バッテリー
- ⑨ケーブル
- ⑩支柱

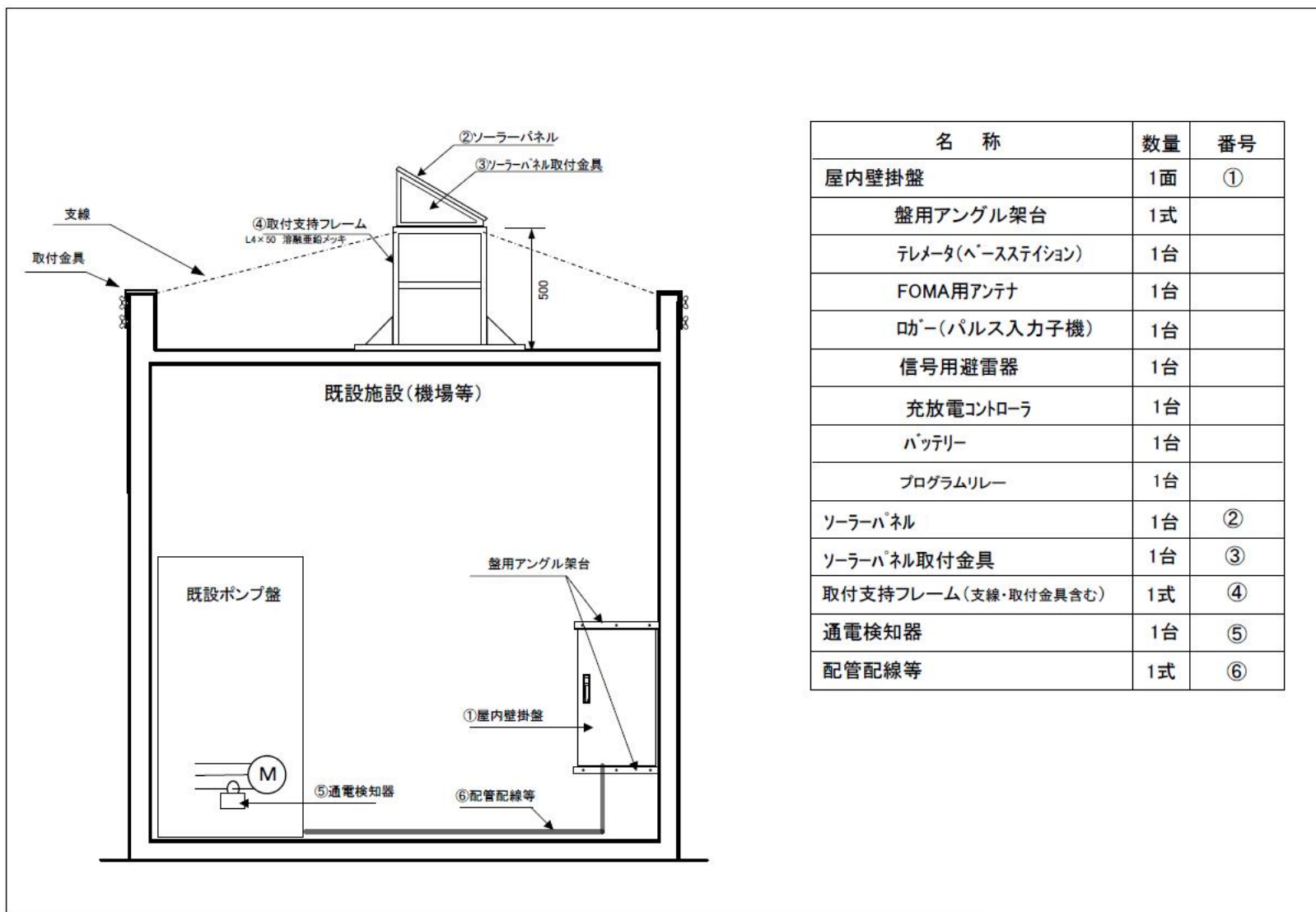


- ⑥流速計
- ⑦水位計
- ⑧ケーブル保護管

【点検対象】

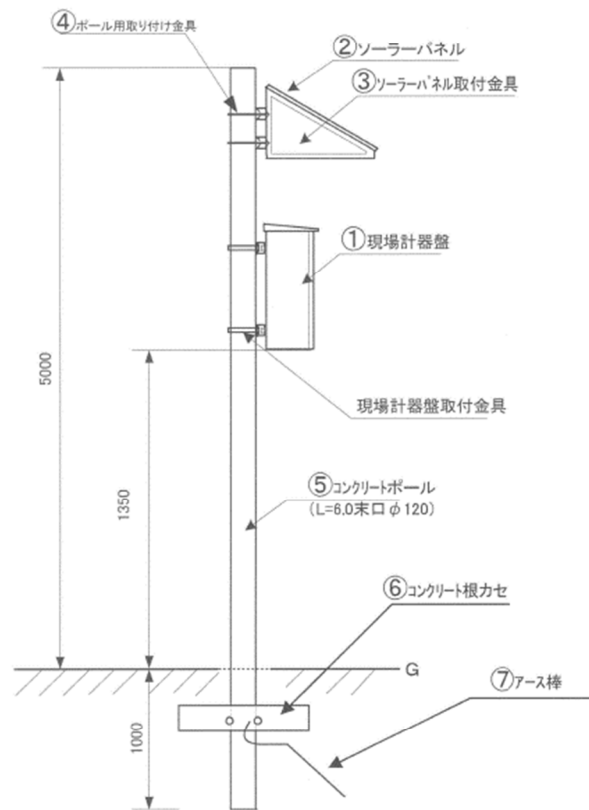
- |                                       |                                |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| ①太陽光パネル（例 メーカー：電菱、型番：DB032-12T）       | ②収納ボックス（例 メーカー：日東、型番：SOR25-55） |
| ③親機（例 メーカー：TandD、型番：RTR-505BM）        | ④子機（例 メーカー：TandD、型番：RTR-505B）  |
| ⑤バッテリー（例 メーカー：SunXtender、型番：PVX-690T） | ⑥流速計（例 メーカー：ウイジン、型番：UIZ-RF）    |
| ⑦水位計（例 メーカー：ウイジン、型番：UIZ-WL500）        | ⑧ケーブル保護管                       |
| ⑨ケーブル                                 | ⑩支柱                            |

取水量計測機器の概要（利根中央地区）



名称	数量	番号
屋内壁掛盤	1面	①
盤用アングル架台	1式	
テレメータ(ベースステーション)	1台	
FOMA用アンテナ	1台	
ロガー(パルス入力子機)	1台	
信号用避雷器	1台	
充放電コントローラ	1台	
バッテリー	1台	
プログラムリレー	1台	
ソーラーパネル	1台	②
ソーラーパネル取付金具	1台	③
取付支持フレーム(支線・取付金具含む)	1式	④
通電検知器	1台	⑤
配管配線等	1式	⑥

取水量計測機器の概要（利根中央地区）



名 称	数量	番号
現場計器盤(ステンレス屋外用)	1面	①
現場計器盤取付金具	1式	
テレメータ(ベースステーション)	1台	
FOMA用アンテナ	1台	
コキヤ(電圧入力子機)	1台	
信号用避雷器	1台	
充放電コントローラ	1台	
バッテリー	1台	
ソーラーパネル	1台	②
ソーラーパネル取付金具	1台	③
ポール取付金具	1式	④
コンクリートポール	1台	⑤
コンクリート根カセ	1式	⑥
アース棒	1式	⑦

取水量計測機器の概要（鬼怒川流域）



【点検対象】 ①～④の全て

別紙4. 作業数量内訳表

作業項目	点検対象	地区別箇所数（単位：箇所）			備考
		西の洲	利根中央	鬼怒川流域	
<b>1. 取水量計測機器の点検（西の洲地区）</b>					
(1) 点検	1 式				
a. 太陽光パネル設置状況および供給電圧の確認	4箇所	4			
b. 収納ボックスの外観確認	4箇所	4			
c. 親機のデータの表示確認およびエラー表示有無の確認	4箇所	4			
d. 子機のデータの表示確認およびエラー表示有無の確認	4箇所	4			
e. バッテリー設置状況および供給電圧の確認の確認	4箇所	4			
f. バッテリー交換	0	0			対象外
g. 流速計の外観確認	1箇所	1			
h. 水位計の外観確認	4箇所	4			
i. ケーブル保護管の外観確認	4箇所	4			
j. ケーブルの外観確認	4箇所	4			
k. 支柱の外観確認	4箇所	4			
<b>2. 取水量計測機器の点検（利根中央地区）</b>					
(1) 点検	1 式				
a. 太陽光パネル設置状況および供給電圧の確認	21箇所		21		
b. 収納ボックスの外観確認	21箇所		21		
c. 親機のデータの表示確認およびエラー表示有無の確認	21箇所		21		
d. 子機のデータの表示確認およびエラー表示有無の確認	21箇所		21		
e. バッテリー設置状況および供給電圧の確認の確認	21箇所		21		
f. バッテリー交換	0		0		対象外
g. 流速計の外観確認	8箇所		8		開水路のみ
h. 水位計の外観確認	8箇所		8		開水路のみ
i. ケーブル保護管の外観確認	21箇所		21		
j. ケーブルの外観確認	21箇所		21		
k. 支柱の外観確認	21箇所		21		
<b>3. 取水計測機器の点検（鬼怒川流域）</b>					
(1) 点検	1 式				
3-1. 地下水計等計測機器における点検	1 式				
a. 収納ボックスの外観確認	6箇所			6	
b. データロガーの表示確認およびエラー表示有無の確認	6箇所			6	
c. 地下水計の外観確認	6箇所			6	
3-2. 取水量計測機器の点検	1 式				
a. 収納ボックスの外観確認	15箇所			15	
b. データロガーの表示確認およびエラー表示有無の確認	15箇所			15	
c. 圧力式水位計の外観確認	15箇所			15	
d. 支柱の外観確認	15箇所			15	

別表1 点検要領（点検項目・内容）

点検対象	点検項目	確認事項、具体的方法
1. 点検要領（西の洲地区・利根中央地区）		
a. 太陽光パネル	設置状況および供給電圧の確認	太陽光パネルに破損および転倒が無いかわり外観状況を確認する。 太陽光パネルから必要電圧が供給されているか確認する。
b. 収納ボックス	外観確認	収納ボックスに破損および漏水が無いかわり外観状況を確認する。
c. 親機	データの表示確認およびエラー表示有無の確認	データ通信状況、日付、時刻が正常であること、エラーコード、エラー履歴を確認し、必要に応じてメンテナンス機能（日付・時刻の設定変更）にて修正する。
d. 子機	データの表示確認およびエラー表示有無の確認	データ通信状況、日付、時刻が正常であること、エラーコード、エラー履歴を確認し、必要に応じてメンテナンス機能（日付・時刻の設定変更）にて修正する。
e. バッテリー確認	設置状況および供給電圧の確認	バッテリーに破損および発錆が無いかわり外観状況を確認する。 バッテリー電圧を確認する。
f. バッテリー交換	バッテリー交換	交換を想定していないが、点検の結果、変更が必要となった場合は監督職員と協議すること。
g. 流速計	外観確認	流速計に破損が無いかわり外観状況を確認する。
h. 水位計	外観確認	水位計に破損が無いかわり外観状況を確認する。
i. ケーブル保護管	外観確認	ケーブル保護管に破損が無いかわり外観状況を確認する。
j. ケーブル	外観確認	ケーブルに破損が無いかわり外観状況を確認する。
k. 支柱	外観確認	支柱に破損が無いかわり外観状況を確認する。
2. 点検要領（鬼怒川流域）		
a. 収納ボックス	外観確認	収納ボックスに破損および漏水が無いかわり外観状況を確認する。
b. データロガー	データの表示確認、エラー表示有無の確認および電池交換	データ通信状況、日付、時刻が正常であること、エラーコード、エラー履歴を確認し、必要に応じて

		てメンテナンス機能（日付・時刻の設定変更）にて修正する。また、機器の電池交換をする。
c. 圧力式水位計	外観確認および電池交換	圧力式水位計、ケーブルおよび保護管に破損が無いか外観状況を確認する。また、機器の電池交換をする。
d. 支柱	外観確認	支柱に破損が無いか外観状況を確認する。